



しゅわ 手輪No.83

<編集・発行>

狭山市手話通訳者派遣事務所

(狭山市駅東口事務所)

令和5年6月30日発行

狭山市社協キャラクター
こころちゃん

さやまししゅわつうやくしゃほけんじむしょ
～狭山市手話通訳者派遣事務所だより～

いよいよ夏本番 ☀️ きちんと予防して、熱中症を防ぎましょう！

人間は体の熱を外に逃がす働き、体温調節機能があります。
でも、以下の要素があると体温調節ができなくなり熱中症になってしまいます。

①環境

気温が高い
湿度が高い
風が弱い

②なりやすい人

乳幼児・高齢者
体調不良
暑さに慣れていない

③行動

激しい運動・慣れない運動
長時間の屋外作業
水分補給していない



予防法



こまめな水分補給



マスクに注意



木陰で休む



日傘・帽子



無理しない



栄養バランスの
良い食事



適度な塩分補給
※取りすぎに注意！



エアコン・扇風機
を上手に使う

※あぶないと思ったら
倒れる前に、
119番通報 FAX、
Web119番通報を！

「緊急走行」と「パトロール」の区別を！



埼玉県警が新しい赤色警光灯のパトカーの 試験運転を行いました

パトカーなどの緊急車両は緊急時にサイレンを鳴らし、赤色灯を光らせて走行します。パトロールなどの時もサイレンは鳴らさずに赤色灯を光らせて走行することがあります。聞こえる人はサイレンが鳴らないので、緊急走行ではないとわかります。しかし聞こえない人には区別が付きません。

全国ろうあ連盟は10数年前から警察庁に「視覚で判断できる」表示を！と要望してきました。埼玉県聴覚障害者協会も2年前から要望を出してきており、令和5年3月に埼玉県警が新しい赤色警光灯を搭載したパトカーの試験運転（4月～6月）をしました。

「緊急走行」
0.5秒の間隔

「パトロール」
2秒の周期（ゆっくり）

見ましたか？



一方で、ろう者から「2つのパターンの違いがよくわからなかった」、「パトロールの時は青色灯などに切り替えた方が明確にわかる」との声がありました。しかし道路交通法で色は赤色しか認められていません。県協会は今後よりよい区別について県警に直接要望を伝え、協議を重ねていくそうです。

誰もが、見ただけでははっきりと判断できる日が来るのが、待ち遠しいですね。

参考：日本聴力障害新聞 第882号

狭山市手話通訳者派遣事務所 (社会福祉協議会狭山市駅東口事務所)

＜受付日時＞月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時まで

＜派遣日時＞平日、土日、祝日 午前8時～午後9時

＜派遣場所＞埼玉県内（県外は相談してください）

＜申込方法＞FAX・手紙・電話・メール・来所

＜注 意＞原則3日前までに申し込みが必要
(急な場合は事務所と相談してください)

〒350-1306 狭山市富士見 1-1-11
TEL：04 (2003) 3742
FAX：04 (2003) 3746
Email：shuwa@sayama-shakyou.or.jp

狭山市役所障がい者福祉課に、 聴覚障害者相談員がいます。

わからないことや困ったことがある
場合など相談員に連絡してください。
※相談したい方は事前にお問い合わせ
ください。



☆【くらしの相談員】もボランティア
で対応しています。



FAX (障がい者福祉課)

04-2952-0615

専用メールアドレス

sf-soudan@city.sayama.saitama.jp